

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年7月26日（平成28年（行個）諮問第121号）

答申日：平成28年12月22日（平成28年度（行個）答申第155号）

事件名：本人に関する特定事故についての監督復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成25年特定月日特定事業場において発生した審査請求人に関する爆発事故についての監督復命書及び添付書類」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表2の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、大阪労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年2月29日付け大個開27-547号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

平成25年特定月日に特定市特定事業場に発生した爆発事件の事実関係の犯罪事件不調査として労災調査不十分、及び事実関係隠蔽事件、任意ねつ造疑い事件（公務員だから）などに関わる事実について、かつ被害者の正当な権利が何の理由もなくとも随意に奪われたので、再調査依頼及び後遺症の申請、再審査の申請のために、ハンザイ組ではないか、真相の全てを必ず開示するようお願いする。

大個開27-547号の開示書類には、事実関係を隠蔽するために、黒塗りが大量にあった。

（2）意見書

審査請求人から意見書が当審査会宛て提出（平成28年8月24日受付）された。（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提供されており、その内容は記載しない。）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち、下記(2)ウに掲げる部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イの規定に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(2) 理由

ア 保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、特定事業場における労働災害を契機とする監督指導に係る関係書類であり、別表1及び2に掲げる文書1ないし3の文書(以下「対象文書」という。)である。

このうち、以下に記載する情報は、審査請求人の個人に関する情報ではなく、さらに審査請求人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

a 担当官が作成又は収集した文書(文書2の②)

文書2は、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されているが、文書2の②の文書には、審査請求人個人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

b 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書(文書3の②)

文書3は、特定事業場から任意に労働基準監督署へ提出された文書であるが、文書3の②の文書には、審査請求人個人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

イ 不開示情報該当性について

a 監督復命書及び続紙(文書1)

監督復命書は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書である。

(i) 監督復命書の参考事項・意見欄

文書1の①の監督復命書の参考事項・意見欄のうち、不開示とした部分には、臨検監督を実施したことにより判明した事実、指導内容、担当官の意見等、所属長に復命するために必要な情報が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、開示されることとな

れば、事業場の信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法14条3号イに該当する。

また、労働基準法等には、労働基準監督官の臨検を拒み、妨げ、もしくは忌避し、その尋問に対して陳述せず、もしくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類を提出した者には罰則が設けられているが、これらの規定は、刑事罰による威嚇的效果により臨検監督の実効性を間接的に担保するものであり、直接的又は物理的な強制力を伴うものではない。また、労働基準監督官が、労働基準法等関係法令違反の事案を確認した場合、直ちに強制力を有する司法上の権限を行使するのではなく、まず、当該違反について強制力を有しない行政指導である是正勧告を行い、当該事業場から自主的な改善の報告を受けて当該違反の是正確認を行うなどの方法により、労働基準法等関係法令の履行確保を図ることを基本としている。

このように、労働基準監督官による臨検監督において、事業場の実態を正確に把握し、労働基準法等関係法令違反の事実を迅速に発見して改善を図らせるため、事業場の任意の協力は不可欠なものである。このため、これらの情報が開示されることとなれば、特定事業場の関係者が労働基準監督官の実施する臨検監督における行政指導に対して消極的な対応になるとともに、不利益となる情報等が審査請求人に開示された場合の影響等を憂慮するあまり、真実や率直な意見等を述べることを差し控え、また関係資料の提出を拒むなど任意の協力が得られなくなり、その結果、監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、これらの情報には、担当官の意見や行政の判断の基礎となる情報が記載されており、開示されることとなれば、労働基準監督官の意思決定の経過等が明らかになるため、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イに該当することに加え、同号ロ、同条5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

さらに、文書1の③に掲げる部分については、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報であり、法14条2号本文に該当し、かつ、同

号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、当該部分を不開示とすることが妥当である。

(ii) 監督復命書の参考事項・意見欄以外の部分

文書1の②の監督復命書の参考事項・意見欄以外の部分には、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。これらの記載を開示することとなれば、事業場における信用を低下させ取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため法14条3号イに該当する。

また、これらが開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、法14条3号イ、5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

さらに、文書1の③に掲げる部分については、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報であり、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、当該部分を不開示とすることが妥当である。

b 担当官が作成又は収集した文書（文書2）

文書2の①は、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、開示されることとなれば、事業場における信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法14条3号イに該当する。

また、これらの情報には、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを

条件として任意に提供された事業場の実態に関する情報が記載されており、通例として開示しないこととされているため、法14条3号口に該当する。さらに、これらが開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、法14条3号イ及び口、5号並びに7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

さらに、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報が含まれており、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、当該部分を不開示とすることが妥当である。

c 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書（文書3）

文書3の①は、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されており、開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イの不開示情報に該当する。

また、当該文書には、特定の事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態に関する情報が記載されており、通例として開示しないこととされているため、法14条3号口に該当する。また、これらが開示された場合には、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。そのため、これらの情報は、法14条3号イ及び口、5号並びに7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

さらに、当該文書には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報が含まれており、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない情報が含まれていることから、

当該部分を不開示とすることが妥当である。

ウ 新たに開示する部分について

文書の1の④は、法14条各号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

(3) 審査請求人の主張に対する反論について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「大個開第27-547号の開示書類には、事実関係を隠蔽するために、墨塗りが大量にしました。(原文ママ)」と主張しているが、上記(2)で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示を適切に判断しているものであることから、審査請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

(4) 結論

以上のとおり、本件審査請求に係る対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、上記(2)ウで開示するとした部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イの規定に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

法42条の規定に基づき、平成28年7月26日付け厚生労働省発基0726第3号により諮問した平成28年(行個)諮問第121号に係る諮問書理由説明書(以下「理由説明書」という。)について、諮問庁としては一部を除き原処分を維持すべきものとして諮問したものであるが、以下のとおり不開示情報該当性について補充して説明する。

担当官が作成又は収集した文書のうち3頁及び4頁並びに特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書のうち6頁及び13頁ないし21頁(以下「当該文書」という。)について、諮問庁としては、当該文書は審査請求人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと判断するものであるが、当該文書が保有個人情報に該当するとされた場合の不開示情報該当性について判断する。

- (1) 3頁、6頁及び13頁ないし21頁については、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、特定事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらの情報は、特定事業場についての労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な情報及び特定事業場の内部管理等に関する情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、開示されることとなれば、事業場における信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事

業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため，法14条3号イに該当する。

また，これらの情報には，特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として，労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態に関する情報が記載されており，通例として開示しないこととされているため，法14条3号ロに該当する。さらに，これらが開示されることとなれば，当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ，今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり，また，労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ，さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど，検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり，ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから，これらの情報は，法14条3号イ及びロ，5号並びに7号イに該当するため，全面不開示とすることが妥当である。

さらに，3頁，6頁及び13頁ないし21頁には，審査請求人以外の個人に関する情報であって，審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報が含まれており，法14条2号本文に該当し，かつ，同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しないため，当該部分を不開示とすることが妥当である。

- (2) 4頁には，審査請求人以外の個人に関する情報であって，審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報が含まれており，法14条2号本文に該当し，かつ，同号ただし書きイないしハのいずれにも該当しないため，全面不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- | | |
|-------------|-------------------|
| ①平成28年7月26日 | 諮問の受理 |
| ②同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③同年8月24日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④同年9月8日 | 審議 |
| ⑤同年10月27日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥同年11月22日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑦同年12月20日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は，「平成25年特定月日特定事業場において発生した審査請求人に関する爆発事故についての監督復命書及び添付書類」に記録された保有個人情報であり，具体的には，別表2の1欄に掲げる文

書1ないし文書3に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イの不開示情報に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、その一部を新たに開示した上で、原処分を妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁が保有個人情報に該当しないとしている部分の保有個人情報該当性及び諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 保有個人情報該当性について

諮問庁は、文書2は、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載された文書であるが、文書2の②の文書には、審査請求人個人を識別できる情報が含まれていない、文書3は、特定事業場から任意に労働基準監督署へ提出された文書であるが、文書3の②の文書には、審査請求人個人を識別できる情報が含まれていないことから、いずれも審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと説明する。

そこで、当該部分はその内容等に照らして審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討する。

(1) 別表1の文書2の②について

当該部分は、労働基準監督官が作成又は収集した文書であり、臨検監督を実施したことにより判明した事実、特定事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている一方、審査請求人の氏名その他の審査請求人を識別できる情報は記載されていない。

しかしながら、当該文書の作成又は収集の目的等を考慮すると、審査請求人の労働災害に起因して行われた監督指導を踏まえ、作成又は収集された文書であると認められることから、当該文書に記載された情報は、他の情報と照合することにより、審査請求人を識別することができることとなる情報であると認められる。

したがって、当該文書に記録された情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

(2) 別表1の文書3の②について

当該部分は、審査請求人の労働災害に係る監督指導の経過で特定事業場から労働基準監督署に提出された文書であるところ、審査請求人の氏名その他の審査請求人を識別できる情報は記載されていない。

しかしながら、その取得の目的等を考慮すると、当該文書は、審査請求人の労災事故を端緒として、労働基準監督署の求めに応じて事業場が

提出した審査請求人の労災事故に係る資料であり，当該文書に記録された情報は，上記（１）と同様の理由により，審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

3 不開示情報該当性について

（１）監督復命書及び続紙（別表２の１欄に掲げる文書１）の不開示部分について

ア 「監督種別」欄について

７頁，１０頁及び１１頁の当該部分は，審査請求人が知り得る情報であるとは認められず，労働基準監督署の調査手法・内容が明らかとなる情報であると認められ，これを開示すると，労働基準監督署が行う検査等に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法１４条７号イに該当し，同条３号イ及び５号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

イ 「監督年月日」欄について

７頁及び１０頁の当該部分は，上記アと同様の理由により，法１４条７号イに該当し，同条３号イ及び５号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

ウ 「署長判決」欄について

１頁，７頁及び１０頁の当該部分は，上記アと同様の理由により，法１４条７号イに該当し，同条３号イ及び５号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

エ 「参考事項・意見」欄について

（ア）１頁，７頁（２行目３８文字目ないし３行目２文字目を除く。），１０頁及び１１頁の不開示部分は，審査請求人が知り得る情報であるとは認められず，労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより把握した内容及び事業場への指導内容等の行政措置に係る情報であると認められ，上記アと同様の理由により，法１４条７号イに該当し，同条３号イ及びロ並びに５号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

（イ）７頁２行目３８文字目ないし３行目２文字目は，法１４条２号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

また，法１５条２項による部分開示について検討すると，当該部分は個人識別部分であり，部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

オ 「違反法条項・指導事項等」及び「是正期日」の各欄について

1頁、7頁及び10頁の当該各欄の不開示部分は、違反法条項、指導事項及びその是正期日に係る記載であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 「面接者職氏名」欄について

1頁、7頁及び10頁の当該部分は、労働基準監督官が申告監督した際に面接した関係者の職氏名であり、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、上記エ（イ）と同様の理由により、同号に該当し、不開示とすることが妥当である。

キ 「別添」欄について

10頁の当該部分は、上記アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 担当官が作成又は収集した文書（別表2の1欄に掲げる文書2）について

ア 2頁及び3頁について

当該部分は、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、上記（1）オと同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号、3号ロ、5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 4頁について

当該文書は、労働基準監督官が臨検監督に当たり作成又は収集した資料である。

(ア) 右下下から2行目ないし11行目は、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

a 当該部分のうち、特定企業名、ロゴマーク及びURLは当該企

業に勤務している審査請求人の知り得る情報であると認められ、法14条2号ただし書イに該当し、開示すべきである。

b その余の部分については、法14条2号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) その余の部分は、特定の個人を識別することができるものとは認められず、また、これを開示しても、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないため、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

(3) 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書（別表2の1欄に掲げる文書3）について

当該部分は、特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書であり、当該事業場の内部管理情報であることから、これを開示すると、関係事業場の事業者を始めとする各事業者が労働基準監督署に対する関係資料の提出等に非協力的となり、労働基準監督署が行う検査・指導事務に関し、事業場及び関係者の調査への協力をちゅうちょさせ、正確な事実の把握を困難にするおそれ、又は事業者が法違反の隠蔽を行うなど、違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表2の4欄に掲げる部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当し、同条2号に該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当し、同条2号、3号イ及び7号イに該当すると認められるので、同条3号ロ及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表 1

1 諮問庁が保有個人情報の非該当を主張する部分		2 保有個人情報該当性
文書 2 の②	担当官が作成又は収集した文書（3 頁及び 4 頁）	該当する
文書 3 の②	特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書（6 頁， 1 3 頁ないし 2 1 頁）	該当する

別表 2

1 対象文書名及び頁			2 不開示部分	3 該当条文 (1 4 条)	4 開示すべき部分
番号	文書名	通頁			
1	監督復命書及び続紙	1 頁， 7 頁， 1 0 頁， 1 1 頁	<p>① 1 頁の「参考事項・意見」欄 2 行目 6 文字目ないし 5 行目， 7 頁の「参考事項・意見」欄 1 行目 2 4 文字目及び 2 行目 1 8 文字目ないし 5 行目， 1 0 頁の「参考事項・意見」欄， 1 1 頁の「参考事項・意見」欄</p> <p>② 1 頁の「署長判決」欄， 「違反法条項・指導事項等」欄 1 枠目及び 2 枠目， 「是正期日」欄 1 枠目及び 2 枠目， 7 頁の「監督種別」欄， 「監督年月日」欄， 「署長判決」欄， 「違反法条項・指導事項等」欄 1 枠目， 「是正期日」欄 1 枠目， 1 0 頁の「監督種別」欄， 「監督年月日」欄， 「署長判決」欄， 「違反法条項・指導事項等」欄 1 枠目， 「是正期日」欄 1 枠目， 「別添」欄， 1 1 頁の「監督種別」欄</p>	<p>3 号イ及びロ， 5 号並びに 7 号イ</p> <p>3 号イ， 5 号及び 7 号イ</p>	<p>なし</p> <p>なし</p>

			<p>③ 1 頁の「面接者職氏名」欄， 7 頁の「参考事項・意見」欄 2 行目 3 8 文字目ないし 3 行目 2 文字目及び「面接者職氏名」欄， 1 0 頁の「面接者職氏名」欄</p> <p>④ 1 頁の「No.」欄の 1 枠目及び 2 枠目， 「確認までの間」欄の 1 枠目及び 2 枠目， 「備考 1」欄の 1 枠目及び 2 枠目， 「備考 2」欄の 1 枠目及び 2 枠目， 7 頁の「完結区分」欄， 「No.」欄の 1 枠目， 「確認までの間」欄の 1 枠目， 「備考 1」欄の 1 枠目， 「備考 2」欄の 1 枠目， 1 0 頁の「完結区分」欄， 「No.」欄の 1 枠目， 「確認までの間」欄の 1 枠目， 「備考 1」欄の 1 枠目， 「備考 2」欄の 1 枠目</p>	<p>2 号</p> <p>新たに開示</p>	<p>なし</p> <p>—</p>
2	担当官が作成又は収集した文書	2 頁ないし 4 頁	<p>① 2 頁</p> <p>② 3 頁及び 4 頁</p>	<p>2 号， 3 号イ及びロ， 5 号並びに 7 号イ・ 3 頁 （保有個人情報非該当）</p> <p>2 号， 3 号イ及びロ， 5 号並びに 7 号イ・ 4 頁 （保有個人情報非該当）</p> <p>2 号</p>	<p>なし</p> <p>なし</p> <p>全て（右下下から 2 行目ないし 1 1 行目については， 特定企業名， ロゴマーク及び URL に限</p>

					る。)
3	特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書	5頁, 6頁, 8頁, 9頁, 12頁ないし21頁	① 5頁, 8頁, 9頁及び12頁 ② 6頁, 13頁ないし21頁	2号, 3号イ及びロ, 5号並びに7号イ・6頁, 13頁, 14頁 (保有個人情報非該当) 2号, 3号イ及びロ, 5号並びに7号イ・15頁ないし17頁 (保有個人情報非該当) 2号, 3号イ及びロ, 5号並びに7号イ	なし なし なし

※対象文書には頁番号は付番されていないが、文書番号1ないし文書番号3の1枚目ないし21枚目に1頁ないし21頁と付番したものを「頁」として記載している。